

○桜井宇陀広域連合議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例施行規則

平成9年3月31日

規則第11号

改正 令和2年4月1日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、桜井宇陀広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成9年3月桜井宇陀広域連合条例第17号。以下「条例」という。）第2条において例によるとされている議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月桜井市条例第35号）第2条の2第2項ただし書、第4条第8項、第8条ただし書、第15条、第19条第8項、第20条第2項、第22条の2第1項、第23条、附則第2条の4第1項、第2項及び第3項並びに附則第3条第1項、第2項及び第3項の規定に基づき、公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の組織及び運営、補償の手続その他条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和49年8月桜井市規則第18号）を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。